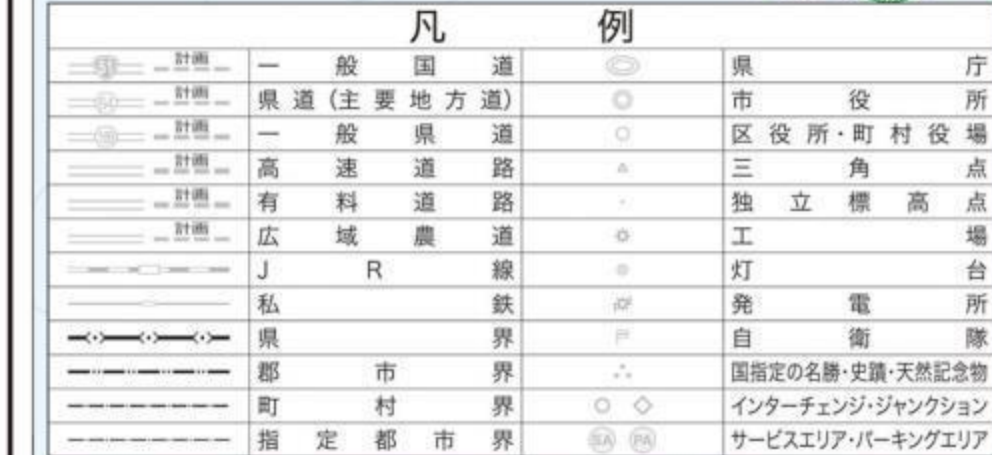
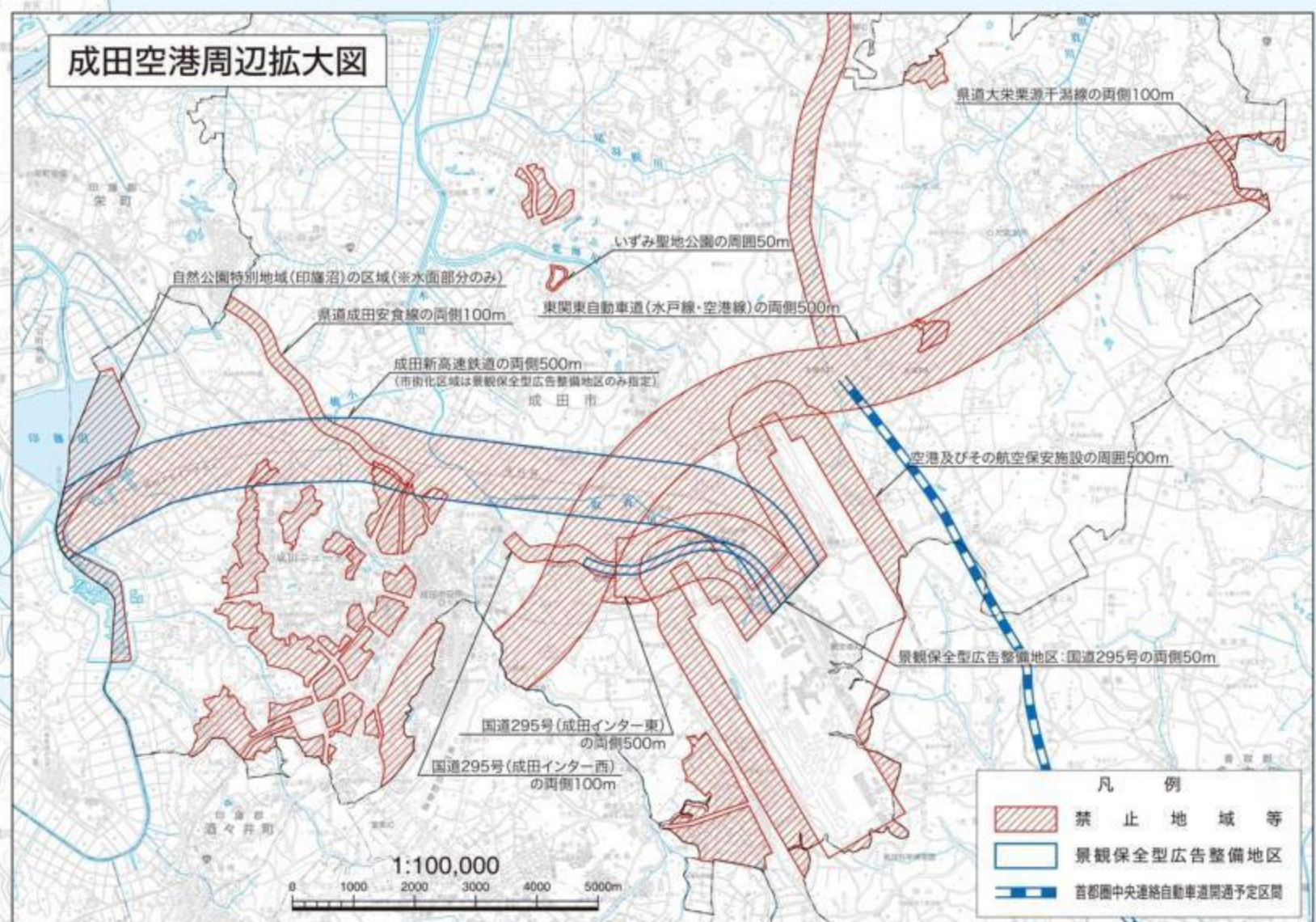
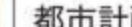


成田空港周辺拡大図



凡 例	
千葉県屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定	
①～⑫	第6号及び第7号によるもの
⑦	第7号によるもの
①～⑫	第8号の2によるもの
①～⑫	第9号によるもの
①～⑫	第10号によるもの
千葉県屋外広告物条例第6条の規定による許可地域等の指定	
①～⑫	第1項第2号及び第3号によるもの
千葉県屋外広告物条例第6条の3第1項の規定による景観保全型広告整備地区の指定	
①～⑫	

凡 例	
	千葉県屋外広告物条例第4条による禁止地域等
	都市公園(4ha以上※1)緑地保全地区、高速自動車国道など※2
	都市計画区域(千葉県屋外広告物条例第6条第1項第1号の許可地域)
	知事の指定による許可地域等(国道など)
	景観保全型広告整備地区
	国定公園(自然公園法による規制地域)
	県立自然公園(自然公園法による規制地域)
	首都圏近郊緑地保全区域
	首都圏近郊緑地特別保全地区
	風致地区

※1 面積が4.0ha未満の都市公園についても禁止地域等となります。
 ※2 この図の他、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域が禁止地域等となります。